

平成25年度

埼玉県男女共同参画苦情処理年次報告書

(平成25年4月～平成26年3月)

埼玉県男女共同参画苦情処理委員

はじめに

世界経済フォーラムが発表しております「男女格差報告」によりますと、平成18年、日本は115か国中79位と、途上国以下の評価でしたが、平成24年の同報告では、世界135か国中101位と後退し、平成25年では、なんと105位と、これまでで最低ランクに落ちてしまいました。日本が前回より順位を下げたのは、女性議員の減少による経済活動への参加と機会のスコア向上が目立たなくなったことが原因、と発表されています。

内閣府男女共同参画局の平成25年12月26日付け報道発表によれば、民間企業の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合は、6.9%、民間企業（上場企業）の役員に占める女性の割合は1.8%、課長職以上の女性官僚でも2.7%でしかなく、都道府県議会では、平成23年4月の統一地方選挙において女性議員ゼロの議会はなくなっただけでなく、町村議会においては女性議員ゼロの議会が4割近くもあります。

我が国は、1985年に、女子差別撤廃条約を批准し、男女共同参画社会基本法の制定から、既に10年余りが経過したにもかかわらず、住民生活に身近な政治を行う地方議会がこのような状況であることは、誠に憂うべき事実です。

今こそ、初心に立ち返って、女性の政策・方針決定過程への参画をさらに推し進め、男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会の実現に、一歩でも近づく努力が求められています。

本報告書は、平成25年4月から平成26年3月までの埼玉県男女共同参画苦情処理委員の活動状況の概要をまとめ、苦情処理委員の所見を掲載したものです。多くの皆様に、苦情処理制度の趣旨及び内容並びに運用の成果、そして各苦情処理委員の所信を御理解いただければと願っております。

当委員は、これからも、皆様の苦情の解決に向けて尽力し、男女共同参画の推進に貢献して参りたいと存じます。

埼玉県男女共同参画苦情処理委員

名簿及び会議(合議)経過

1 名簿

◇苦情処理委員

○浅倉 むつ子 早稲田大学大学院 教授

○小寺 智子 弁護士

○久山 竜治 弁護士

◇専門員

○森本 恭代 大学特別講師

○佐藤 智宏 弁護士

○黒田 典子 弁護士

2 会議(合議)経過

◇合議内容

個別案件の経過説明と処理の検討について

◇合議期日

平成25年4月8日、8月29日、10月8日、平成26年2月13日

目 次

I	受付内容・処理状況一覧	1
II	苦情処理委員の所見	2
III	関係条例・規則	
1	埼玉県男女共同参画推進条例	8
2	埼玉県男女共同参画推進条例施行規則	1 2

I 平成25年度 受付内容・処理状況一覧

○申出・処理状況

【平成26年3月31日現在】

	県の施策	人権侵害事案等	合計
前年度からの引継	0	1	1
平成25年度申出	1	1	2
取扱件数（計）	1	2	3
平成25年度終了	1	2	3
継続中	0	0	0

○概要

	申出内容	処理状況
県施策 1件	○埼玉県教育局が主催している「男女共同参画アドバイザー養成講座」において、国立女性教育会館で開催する第2回目について保育の対応が受けられないのは男女共同参画の趣旨に反しているため改善してほしい。	・次年度以降自主的な改善が見込まれるため、是正その他の措置をとるよう勧告等の措置を行う必要はないと認められるから、勧告等の措置は行わないことを申出者に通知
人権侵害案件 2件	○非該当 1件	・人権侵害があった日から1年を経過した日以降にされた申出であるため
	○非該当 1件	・苦情処理委員が調査することが適当でないと認める申出であるため

社会的貢献の機会に恵まれる幸運

浅倉 むつ子

3月には、卒業生や同僚との別れの時期でもある。私が所属する法科大学院には、裁判官や弁護士など実務家から転職してこられた教員の方たちがいる。そのお一人が、先日、「大学は、教育も研究もできるきわめて恵まれた環境だった」と挨拶された。大学社会にどっぷりつかっていると、このようなみずみずしい感謝の気持ちを忘れがちになる。実は、教育、研究に加えて、社会的貢献の機会に恵まれるというのも、大学教員だからこそその幸運である。

その一つとして、埼玉県の男女共同参画苦情処理委員としての4年間の経験は、私にとって非常に貴重なものだった。申立てられた苦情の解決に取り組む中で、男女共同参画の意義を問い直し、性差別とは何か、性別にもとづく固定観念はどのようにして生まれ、何が問題なのかなど、多くを学ぶことができた。改めて感謝申し上げたい。

2013年度という1年間に限ると、さらに二つの嬉しい出来事があった。一つは障害者差別に関する法制の整備、もう一つは、多摩市の男女平等参画条例の制定である。

一つ目の障害者差別禁止法制とは、2013年6月に、あらゆる分野の障害者差別を禁じる初の法律として「障害者差別解消法」が成立し、雇用分野の差別禁止規定を盛り込む障害者雇用促進法の改正が行われたこと、その結果、障害者権利条約が批准されて、2014年2月から効力を生じることになったこと、である。

私は、内閣府の障害者政策委員会の一委員として、立法の前段階の「差別禁止部会の意見」（2012年9月14日）のとりまとめに参加した。オブザーバーを含む21名の構成員が計25回の会合で議論を重ねた末に作成したこの「部会意見」は、障害者差別禁止法制のあり方を示す記憶に残る文書だといえる。「部会意見」がめざしたのは、誰もが障害の有無で分け隔てられることなく、共に生きることのできる差別のない社会の実現である。障害者差別解消法は「部会意見」を全面的に採り入れるものとまではいえないが、国、行政機関、民間事業者などに対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、同時に、国や行政機関は障害者にとって必要な合理的配慮を「しなければならない」こと、民間事業者はそれを「するように

努めなければならない」ことを明記するものとなった。

実際に何が「禁止される差別」にあたるのか、何が「なされるべき合理的配慮」なのかについては、今後に策定される「基本方針」が示すことになる。障害差別は性差別に通じるところがあるため、この「基本方針」の内容は、男女共同参画の推進にとってもおおいに参考になるに違いない。

さて、もう一つの多摩市の条例のほうは、正式名称を「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」といい、2014年1月から施行された。私は、条例策定のための懇談会（「(仮称)多摩市男女平等推進基本条例検討懇談会」）会長として2012年12月に「意見書」をとりまとめたが、これはほぼそのまま条例内容に反映された。

多摩市には2009年に市民たちが作成した条例案（「市民案」）があり、それをベースにすることができたこと、市長が男女共同参画に深い見識をもつ方であったこと、女性議員が4割を占めていることなど、いくつかの好条件に恵まれた。そのため、この条例には、性別による差別的取扱いには間接差別も含まれること、性的指向や性自認による差別も許されるべきではないこと、性別に加えて年齢、国籍、障がいの有無等の複合的な困難を抱える人にも対応すべきこと、審議会委員の中から3人以内の苦情処理委員を委嘱することなど、特色のある規定が設けられることになった。

自分が研究してきた知識をもとに、社会的貢献の機会が与えられ、社会から学ぶという貴重な経験ができる。研究者冥利に尽きるとはこのことだろう。

「愛するということ」から学ぶこと

小寺 智子

1 今年度の苦情処理の状況

今年度の埼玉県男女共同参画苦情処理継続・受案件数3件のうち、私は前年度からの引継案件である1件の処理に関わらせていただきました。無事に処理できましたこと、関係各位の深いご理解とご協力の賜物と存じます。この場をお借りして御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

2 「まだまだ不平等」との意識調査結果

ここ最近、国の5年毎の男女共同参画基本計画策定を受けて、各自治体でも男女共同参画意識調査が実施されています。埼玉県では、平成25年11月発行の「みんなですすめよう男女共同参画」と題された平成25年度版男女共同参画に関する年次報告において、平成24年度意識・実態調査として「男女の地位の平等感」の問題が紹介されています。

これによると、「家庭」「教育」「職場」「政治」といった各場面で、男女ともに最も多く平等と感じているのは「家庭」ではありますが、家庭内でも依然39.0%の女性が、また男性でも20.7%が不平等と感じているとの結果が出ています（逆に家庭内で平等と感じているのは女性で32.3%、男性で49.6%）。

お互いの意見を言いやすいと思われる家庭内でも不平等との意識では、ほかの各場面を含めた男女共同参画社会実現にはまだまだほど遠いということなのでしょう。

3 フロム「愛するということ」を読んで

言うまでもなく、男女共同参画社会実現は女性のみでも男性のみでもなしうるものではなく、双方の相互理解と協力が不可欠です。

そのような折、エーリッヒ・フロム作の「愛するということ」（鈴木晶訳：紀伊國屋書店発行）という本に出会いました。この本は世界的なロングセラーで、最近NHK教育番組で名著として取り上げられたものです。

ここで、フロムは「たいていの人は愛の問題を愛されるという問題と捉えているが、実は愛するという問題である」とし、そこで重要なのは「愛する対象」というよりはむしろ「愛する能力」であり、「愛を得るには、まず隣人を愛すること

ができなければならないし、真の謙虚さ、勇気、信念、規律を備えていなければならない」としています。

私は、このように「愛の問題」を捉え整理するという考え方に正直驚き、多くを学びました。そして、ここで述べられている「愛の問題」は前記「男女双方の相互理解」に置き換えて考えることができるように感じました。すなわち、男女双方の相互理解のためには、まずは相手を尊重し、自らは真の謙虚さ・勇気・信念・規律を備えて課題に取り組まなければならない、と。

いずれにしましても、引き続き男女共同参画の意識啓発がなされ、より一層男女共同参画社会が実現されることを期待して参りたいと存じます。

男女共同参画社会がわたしたちの常識になるために（２）

久山 竜治

昨年私の所見を見返してみたところ、私たちの常識とか無意識の中に潜在しているものを変えていくことの困難性について述べていました。その続きということになるかもしれません。

1 マスコミ等で「リケジョ」という言葉がよく使われているように思われます。特に、最近でいえば、この1月に、刺激惹起性多能性獲得細胞（STAP細胞）を発見したと報道された理化学研究所の女性研究者に対して使用されたため、頻繁に耳にする、目に入るようになりました。

リケジョとは、ウィキペディアによれば、「理系女子（りけいじょし）」の略語であり、理系の女子学生や女性研究者、理系の進路を目指す女子中高生、理系の女性社員などを意味する俗語で、これを登録商標している会社もあるそうです。この言葉の背景ですが、2010年頃からメディアで使用され始め、その後茨城県立水戸第二高等学校卒業生が在学中に行った実験から得た科学現象の発見が、アメリカ化学会の専門誌に掲載された事象を「リケジョ」の快挙として報じた2011年の出来事をきっかけに広く一般的に「リケジョ」が知られるようになったと日本経済新聞は報じているそうです。

理系で活躍する女性を応援する肯定的な使われ方をしているようなのですが、この言葉は、むしろ理系にいる女性が稀な存在であり特殊であることが前提とされているようにも思われ、違和感を覚えました。私の役職柄、考えすぎているのかとも思ったのですが、調べてみると、「『女性研究者がいかに特殊な物であるか』と強調する言葉であり『女性差別』的だ」と評する声もあると説明されました。また、ネットの中でも、この言葉がマスコミで使用されることに異議を唱える声も見受けられました。

しかし、マスコミでのこの言葉の使われ方には変化がありません。

2 次は、私の見聞などという主観的なものではなく、客観的なデータなのですが、埼玉新聞（平成26年3月6日）によれば、女性議員の割合は日本が127位で先進国では最低水準であると報道されています。昨年の122位からさらに順位（二院制の国では下院：衆議院のデータ）を落としたとのこと。世界の平均

は22%であるところ、日本の女性議員の割合は約8%です。これが、日本における女性の議会進出の程度ということなのでしょうか。

- 3 さて、埼玉県はこの1年間の苦情処理ですが、前年度からの引継ぎ案件1件を含めても3件となり、前年度の13件と比較すると少なくなりました。苦情が少なくなったことをどう評価するかです。

苦情の申出は、それがなされたということ自体が重要なことだと私は考えます。苦情として申し立てられれば、議論がなされるからです。そして、その議論によって私たちの考え方がよりよくなるのです。少なくともその契機となるのです。ですから、その申出自体が少ないのは残念だと私は考えております。

感覚は人によって異なります。敏感な人もそうでない人もいます。苦情の申出という形で議論の提起をしていただくことが、特に埼玉県では行政から独立した第三者機関として苦情処理制度が設けられているのですから、その結果は別として、男女共同参画社会を私たちの常識とするために非常に有益であると思うのです。

Ⅲ 関係条例・規則

1 埼玉県男女共同参画推進条例

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 **男女共同参画** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 **積極的格差是正措置** 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 **セクシュアル・ハラスメント** 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であ

るかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、

市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

- 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げ

る施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるよう努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画

の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要

因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から

施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

2 埼玉県男女共同参画推進条例 施行規則

(苦情処理委員)

第1条 埼玉県男女共同参画推進条例(平成12年埼玉県条例第12号。以下「条例」という。)第13条第1項に規定する機関として男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

- 2 苦情処理委員は、3人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、1人以上は法律に関して優れた識見を有する者とし、かつ、半数以上は女性としなければならない。
- 3 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。
- 4 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 苦情処理委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。
- 6 知事は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務の執行等)

第2条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 条例第13条第3項の規定により、申出について調査し、勧告、意見表明及び助言を行うこと。
- 二 条例第13条第4項の規定により、申出について調査し、助言、是正の要望等を行うこと。
- 三 前2号に掲げる職務を行うに際

し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

- 2 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
- 3 苦情処理委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、合議により行う。
 - 一 職務の執行の方針に関すること。
 - 二 職務の執行の計画に関すること。
 - 三 その他苦情処理委員が合議により処理することを合議により決定した事項に関すること。
- 4 苦情処理委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門員)

第3条 苦情処理委員の職務を補助させるため、専門員を置く。

- 2 専門員は、3人以内とし、知事が委嘱する。
- 3 第1条第3項、第4項及び第6項並びに前条第4項の規定は、専門員について準用する。

(申出の方式)

第4条 条例第13条第2項の規定による申出(以下この条、次条第1項、第7条及び第11条において「申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。ただし、苦情処理委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

- 一 申出をする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号
- 二 申出の趣旨及び理由
- 三 他の機関への相談等の状況
- 四 申出に係る人権の侵害があつた

日（条例第13条第4項の申出の場合に限る。）

五 申出の年月日

- 2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、苦情処理委員又は専門員は、その内容を録取し、書面に記録するものとする。

（調査しない申出）

第5条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

一 判決、裁決等により確定した事項

二 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

三 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第16条の紛争の解決の援助の対象となる事項

四 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

五 条例又はこの規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

- 2 苦情処理委員は、条例第13条第4項の人権を侵害された旨の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以降にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 3 苦情処理委員は、前2項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

（調査開始の通知等）

第6条 苦情処理委員は、条例第13条第3項又は第4項の申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に

係る施策を行う県の機関（以下「県の機関」という。）又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、条例第13条第4項の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

- 2 苦情処理委員は、条例第13条第3項の規定により、県の機関に対し、説明を求めその保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるとき、又は同条第4項の規定により、関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるときは、書面により依頼するものとする。

（調査結果等の通知）

第7条 苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を、速やかに当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。この場合において、条例第13条第3項の勧告等又は同条第4項の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

- 2 苦情処理委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第13条第3項の勧告等又は同条第4項の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした県の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

（勧告、意見表明及び助言）

第8条 苦情処理委員は、条例第13条第3項の申出について調査した結果、必要があると認めるときは、当該申出に係る県の機関に対し、同項の勧告のほか、意見表明又は助言をするものとする。

- 2 条例第13条第3項の勧告又は前項の意見表明若しくは助言は、書面に

より行うものとする。

(助言、是正の要望等)

第9条 苦情処理委員は、条例第13条第4項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付するものとする。

2 条例第13条第4項の是正の要望等は、書面により行うものとする。

(是正その他の措置の報告)

第10条 苦情処理委員は、条例第13条第3項の勧告又は第8条第1項の意見表明を行ったときは、当該勧告又は意見表明を行った県の機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告を求めるものとする。

(申出の処理の状況等の報告等)

第11条 苦情処理委員は、毎年度1回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、知事に提出するとともに、公表するものとする。

(身分証明書)

第12条 苦情処理委員及び専門員は、職務を行う場合には、その身分を示す別記様式の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される苦情処理委員及び専門員の任期は、第1条第4項(第3条第3項において

準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。